

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 39 回食品添加物部会

日時 : 2007 年 4 月 24 日 (火) ~ 4 月 28 日 (土)

場所 : 北京 (中国)

仮議題

1.	議題の採択
2.	記録者の指名
3.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
4.	FAO/WHO からの関心事項
	(a) 第 67 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)
	(b)ADI の変更による作業
5.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認 / 改訂
6 .	個別食品規格における添加物条項の食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA)への包含
	(a) 個別食品規格における添加物条項の GSFA への包含に関する電子作業部会の報告
	(b) 手続きマニュアルの改訂に関する電子作業部会の報告
7 .	食品添加物のコーデックス一般規格(GSFA)の検討
	(a) GSFA の食品添加物条項
	・ GSFA に関する議論に対する情報と支援のための作業文書
	・ GSFA に関する特別作業部会の報告
	・ GSFA に関する電子作業部会の報告
	(b) Pullulan(INS 1204)の最大使用基準値
	(c) GSFA 食品分類システムの改訂に関する討議資料
8.	香料の使用のためのガイドライン原案
	・ 香料の使用のためのガイドラインに関する特別作業部会の報告
9.	加工助剤
	(a) 加工助剤の使用に関するガイドライン及び原則に関する討議資料
	(b) 加工助剤一覧：更新リスト
10.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	(a) コーデックス分類名及び INS (CAC/GL 36-1989) の改訂案
	(b) INS への追加 / 修正の提案
11.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格

	第 67 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	・規格に関する特別作業部会の報告
12.	JECFA による食品添加物の優先評価リスト
13.	その他の事項及び今後の作業
14.	次回部会の日程及び開催地
15.	報告書案の採択

標記会合に先立ち、2007 年 4 月 22 日(日)に「食品添加物の一般規格(GSFA)」、23 日(月)に「香料の使用に関するガイドライン」及び「食品添加物の規格」に関する作業部会が開催される。

第 39 回 Codex 食品添加物部会（CCFA）の主な検討議題

日時：2007 年 4 月 24 日（火）～28 日（日）

場所：北京（中国）

主要議題の検討内容

議題 6 個別食品規格における添加物条項の食品添加物のコーデックス一般規格（GSFA）への包含

(a)個別食品規格における添加物条項の GSFA への包含に関する電子作業部会の報告

GSFA に掲載されている添加物条項と、個別食品規格（CS）に掲載されている添加物条項とが大きく乖離していることから、現在、添加物規格の統一に向けた検討が進められている。第 38 回食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）において、1 つの CS と 1 つの GSFA 食品分類が一致する場合について、GSFA 策定に使用した原則に基づいて、CS の添加物条項を GSFA に包含する GSFA 改訂案を作成し合意された。本改訂案は、第 29 回総会において、ステップ 8 で採択された。

その際に、1 つの GSFA 食品分類が複数の CS（及び規格外食品）にまたがる場合については、米国を座長とする電子作業部会を設置し、更に作業を進めることで合意された。

電子作業部会の報告では、第 38 回 CCFAC において、1 対 1 対応する場合を検討した際に用いた GSFA 策定のための原則に基づき、GSFA 食品区分と CS が 1 対複数対応する場合も CS の添加物条項を GSFA に包含することとし、

- 複数の使用基準値が 1 つの添加物に見られた場合は、そのうち、最大の基準値から検討を始めること
- 添加物条項のない CS については食品添加物部会（CCFA）では検討しないこと
- 休会中又は廃止された部会の CS については、CCFA が添加物の技術的必要性についても責任を持ち、それに基づく GSFA の改訂に関しても CCFA で検討した結果を総会に諮ること
- 一方、現在、活動中の部会が作成した CS の添加物条項に関しては、GSFA の改訂案を CCFA が作成、改訂案をそれぞれの部会に付託し、各部会からのコメントに基づき、再度 CCFA で検討してから総会に諮ること
- CS を作成している部会それぞれの開催年度を考慮に入れて、GSFA 改訂案の作成における優先順位をつけること、

が提案されている。

GSFA は我が国をはじめ多くの国々における添加物使用基準を包含する方向で検討が進められている。日本の使用基準との整合性を考慮しつつ、検討段階における情報収集とともに、必要に応じて意見の表明を行う予定である。

議題 7 食品添加物のコーデックス一般規格 (GSFA) の検討

(a)GSFA の食品添加物条項

- ・ GSFA に関する議論に対する情報と支援のための作業文書
- ・ GSFA に関する特別作業部会の報告
- ・ GSFA に関する電子作業部会の報告

第 38 回 CCFAC にて今回と同様な GSFA の表 1 及び表 2 の最大使用基準値の見直しが行われたが、その続きとして、今回 CCFA では、主に、着色料と甘味料についての最大使用基準値の見直しが検討される。

本件については、本部会に先立ち開催される予定の作業部会の報告書に基づき検討される予定である。先に提出した我が国での使用実態を反映したコメントに基づき、適宜対処したい。

(注) GSFA の構成

- a) 前文
- b) 付属文書

A JECFA の一日摂取許容量 (ADI) から最大使用量を検討するためのガイドライン

B 食品分類システム

- c) 食品添加物条項

表 1 食品添加物ごと (アルファベット順) の使用基準

表 2 食品のカテゴリー別に整理した食品添加物の使用基準

表 3 一般に GMP (Good Manufacturing Practice) 条件下において使用の認められている食品添加物

(b)Pullulan (INS 1204) の最大使用基準値

第 65 回 JECFA において、Pullulan が “ADI を特定しない” と評価されたことを受けて、GSFA の表 3 に包含されることになった。その際に、表 3 の付表中にある GSFA 食品区分で使用される Pullulan に最大使用基準値の提案が求められていた。我が国の使用実態について情報を提供していることから、当該食品添加物の使用基準・使用実態が適切に反映されているか確認するとともに、必要に応じ技術データの提供を行う等、適宜対処したい。

(c)GSFA 食品分類システムの改訂に関する討議資料

インドネシアの提案により、GSFA 食品分類システムの見直し、特に、大豆製品について、より包含的な分類システムを構築したいとの要望を受けて、第 38 回 CCFAC で電子作業部会 (座長国：インドネシア) が設置された。この作業部会から出された討議資料は、1)GSFA 食品分類システムの見直し、2)GSFA 表 3 の付表の見直し、及び 3)GSFA 食品分類システム見直しのためのプロジェクト・ドキュメントの 3 部から構成されている。作業部会に対して我が国における大豆製品の実情にあわせた分類システムを GSFA に反映させるべく、大豆製品に関する建設的な情報提供を行っており、このコメントに基づき対処したい。

議題 8 香料の使用のためのガイドライン原案

・香料の使用のためのガイドラインに関する特別作業部会の報告

第 37 回 CCFAC で、米国から提案された「香料の使用に関するガイドライン作成」に関する新たな作業部会設置は、第 38 回 CCFAC で合意された。香料の使用に関する原則は、GSFA 前文の添加物使用の原則を含み、その対象物質は JECFA で既に評価された香料物質を範囲とする。

ガイドラインの構成は、1) 適用範囲、2) 定義、3) 香料の使用に関する一般原則、4) 生理活性を有する香料物質、5) 衛生、6) 表示、7) JECFA で評価された香料物質及びその規格、及び 8) 天然香料製造に適した芳香性原材料からなり、1987 年に採択された「天然香料の一般条項」(CAC/GL 29)と重複するため、ガイドライン原案が採択されると CAC/GL 29 は廃止されることとなる。

本件については、本部会に先立ち開催される作業部会の報告書に基づき検討される予定である。また、JECFA において安全性評価を終了した約 1600 の香料物質について、本ガイドラインでの扱い、また、諸外国における香料の使用実態の情報収集に努めたい。